

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日起  
當日は、  
がと翌  
當日  
(當日)

## 鳥取県告示第一号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱(昭和43年11月鳥取県告示第五百六十号)の一部を次のよう改正する。

昭和54年1月9日

鳥取県知事 平林鶴

別記様式第一号の記の(2)の(注)の表を次のよう改める。

11

区	分	被害農林漁業者等への 貸付利率(年%)	補助割合(年%)			
		国	県	市町村	計	
昭和47年6月及び7月の豪 雨等の資金の場合	経営資金	5.5以内の場合	1.75	1.15	0.6	3.5
		3.0以内の場合	3.9	1.4	0.7	6.0
昭和48年6月下旬から9月 上旬までの期間内における 長期にわたる干ばつの資金 の場合	経営資金	3.0以内の場合	3.575	1.282	0.643	5.5
昭和50年5月21日から6月 9日までの間の降雨による び昭和51年5月6日から6	5.2以内の場合	6.2以内の場合	1.65	1.1	0.55	3.3
	経営資金	5.2以内の場合	2.15	1.43	0.72	4.3

- ◆ 告 示 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱(昭和43年11月鳥取県告示第五百六十号)の一部を次のよう改正する。
- ◆ 土地改良区の定款の変更の認可
- ◆ 土地改良事業計画等の変更の適否の決定
- ◆ 土地改良事業計画の適否の決定(五件)
- ◆ 土地改良事業の認可
- ◆ 公有水面の埋立ての免許
- ◆ 風俗営業等取締法による聴聞
- ◆ 人委規則
- ◆ 人事委員会の事務局組織規則の一部を改正する規則
- ◆ 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
- ◆ 人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則
- ◆ 人委告示 職員団体等の規約の認証の申請等の届出に関する書類の様式
- ◆ 公 告 準看護婦試験の実施

月26日までの間の降ひよう の資金の場合	3.0以内の場合	4.225	1.517	0.758	6.5
昭和53年7月上旬から9月 中旬までの間の干ばつ以降 の指定天災の資金の場合	6.05以内の場合	0.975	0.650	0.325	1.95
	5.05以内の場合	1.475	0.983	0.492	2.95
	3.0以内の場合	3.250	1.167	0.583	5.0
	事業資金6.05以内の場合	0.475	0.317	0.158	0.95

## 鳥取県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、舍人土地改良区の定款の変更を昭和五十三年十二月二十五日認可したので、同法同様第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二号

昭和五十三年十月十八日付けで東伯郡東伯町大字大杉六二〇番地米田茂外七十七人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第四号

昭和五十三年十月三十日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（来田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五号

昭和五十三年九月十八日付けで福部村から申請のあつた土地改良（西海地区農道整備事業、ほ場整備事業及び農地開発事業を一体とした）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し  
二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年一月十日から二十日間  
三 縦覧に供する場所  
東伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七号

昭和五十三年十二月八日付けで米子市から申請のあつた土地改良（福万地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第六号

昭和五十三年十二月十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（野田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年一月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
米子市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八号

昭和五十三年十月二十三日付けで泊村から申請のあつた土地改良（原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年一月十日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
泊村役場

## 鳥取県告示第九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉田第二地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県告示第十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 免許の日  
昭和五十三年十二月二十七日

- 二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所  
田後港湾管理事務所

鳥取県知事 平林鴻三 鳥取市東町一丁目二二〇番地

## 三 埋立区域

## (1) 位置

## ア 一工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一九一番二地先の公有水面

## 面

## (2) 区域

## ア 一工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一八九番一一地先の公有水面

## 面

(1) の地点から(2) の地点を通り(3) の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位(D・L+○・三八七メートル。以下同じ。)における公有水面と陸地との境界線、(3) の地点から(4) の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と防波堤との境界線及び(1) の地点と(4) の地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域。ただし、A島(⑩の地点)から(11) の地点を通り(12) の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線、(12) の地点と(13) の地点を結ぶ一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と第六防波堤との境界線、(13) の地点から(14) の地点までを順次に直線で結んだ線及び(5) の地点と(6) の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

(5) の地点 松島燈台から一四五度三〇分〇〇秒四六二・〇メートルの地点(松島燈台(北緯三五度三五分三四秒〇六東経一三四度一九分〇八秒六九)から一七六度四三分四六秒二六四・〇メートルの地点)から、(6) の地点(松島燈台から一七八度四九分五一秒二五九・五メートルの地点)を通り(7) の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域)を除く。

- ① の地点 松島燈台から一七三度二三分二六秒二六九・〇メートルの地点
- ② の地点 松島燈台から一八一度五六分五三秒二九一・五メートルの地点

(3) の地点 松島燈台から一九〇度三〇分〇三秒二四〇・〇メートルの地点

(4) の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒二二八・五メートルの地点

## イ 二工区

(5) の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒二二八・五メートルの地点

## イ 二工区

(6) の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒二二八・五メートルの地点

(7) の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒二二八・五メートルの地点

- (10) の地点 ⑨の地点から二五六度四四分五五秒五・三メートルの地点  
 (11) の地点 ⑩の地点から二三四度二二分一八秒五・四メートルの地点  
 (12) の地点 ⑪の地点から二一三度三六分四〇秒三・二メートルの地点  
 (13) の地点 ⑫の地点から二一三度三六分四〇秒六・八メートルの地点  
 (14) の地点 ⑬の地点から二三六度〇八分〇五秒六・八メートルの地点  
 (15) の地点 ⑭の地点から三三六度〇八分〇五秒二・八メートルの地点  
 地点  
 (16) の地点 ⑮の地点から五六度〇八分〇五秒四〇・〇メートルの地点  
 地点  
 (17) の地点 ⑯の地点から二〇度〇三分一九秒三六・〇メートルの地点  
 地点  
 (18) の地点 ⑰の地点から二〇度〇三分一九秒一一〇・五メートルの地点  
 地点  
 (19) の地点 ⑱の地点から二一〇度〇三分一九秒四〇・〇メートルの地点  
 地点  
 (20) の地点 ⑲の地点から二一〇度〇三分一九秒八・〇メートルの地点  
 地点  
 (21) の地点 ⑳の地点から二七四度三六分〇九秒一一・〇メートルの地点  
 地点  
 (22) の地点 ㉑の地点から二一〇度〇三分一九秒一六・〇メートルの地点  
 地点  
 (23) の地点 ㉒の地点から二〇度〇三分一九秒九・二メートルの地点  
 地点  
 (24) の地点 ㉓の地点から二五三度四四分一一秒九・二メートルの地点  
 地点

(二) 及び公有水面  
 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 松島燈台から一九一度〇七分五五秒二一九・五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇度〇三分一九秒三六・〇メートルの地点

ルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二〇度〇三分一九秒四〇・〇メートルの地点

ルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二一〇度〇三分一九秒一一〇・五メートルの地点

ルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二一〇度〇三分一九秒四〇・〇メートルの地点

ルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二一〇度〇三分一九秒八・〇メートルの地点

ルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二七四度三六分〇九秒一一・〇メートルの地点

ルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から二一〇度〇三分一九秒一六・〇メートルの地点

ルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二一〇度〇三分一九秒九・二メートルの地点

ルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から二五三度四四分一一秒九・二メートルの地点

ルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二〇度〇三分一九秒一一〇・五メートルの地点

ルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から二〇度〇三分一九秒四〇・〇メートルの地点

ルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から二七四度三六分〇九秒一一・〇メートルの地点

ルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二一〇度〇三分一九秒一六・〇メートルの地点

ルの地点

- (+) 位置
- ア 一工区
  - イ 二工区
  - 二、三六九・五八平方メートル
  - 二二七・九九平方メートル
  - 四 埋立てに関する工事の施行区域
- 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一九一番一地先の陸域及び公有水面

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一八九番一地先の陸域

及び公有水面  
 区域

- (三) 地点  
 ④の地点から三三四六度四五分五七秒八・三メートルの地点  
 ⑤の地点から二一七八度一〇分五〇秒一・四メートルの地点  
 ⑥の地点から三三四三度四五分五七秒七・六メートルの地点  
 ⑦の地点から二一八一度一七分五三秒四・五メートルの地点  
 ⑧の地点から二一六五度〇三分一七秒三三・二メートルの地点  
 ⑨の地点から二一三六度〇八分〇五秒五二・三メートルの地点  
 ⑩の地点から三三二六度〇八分〇五秒二二・五メートルの地点  
 ⑪の地点から二一一度〇八分五六秒三四・五メートルの地点
- ア 一工区  
 ベ 面積

④の地点  
 ⑤の地点  
 ⑥の地点  
 ⑦の地点  
 ⑧の地点  
 ⑨の地点  
 ⑩の地点  
 ⑪の地点

地点

七、八四一・七〇平方メートル  
 イ 二工区

二、六二七・七六平方メートル  
 五 埋立地の用途

一工区

ブロック製作及びケーソン用資材ストックヤード

二工区  
 公共ふ頭用地

④の地点  
 ⑤の地点  
 ⑥の地点  
 ⑦の地点  
 ⑧の地点  
 ⑨の地点  
 ⑩の地点  
 ⑪の地点

イ  
二工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 松島燈台から一四四度一〇分三三秒四六一・〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一六五度〇三分一七秒三三・二メートルの地点

⑥の地点 ④の地点から二一三六度〇八分〇五秒五二・三メートルの地点

⑦の地点 ④の地点から三三二六度〇八分〇五秒二二・五メートルの地点

⑧の地点 ④の地点から二一一度〇八分五六秒三四・五メートルの地点

**鳥取県告示第十一号**  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家の使用料の徴収の事務を財團法人鳥取県教育文化財団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。  
 昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規

定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

第三条総務課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員団体等の規約の認証に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和五十四年一月十一時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市上福原一七九三番地の一 杉山昭夫

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第一号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則  
人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和四十一年四月鳥取県  
人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
第二条中第三十三号を第三十四号とし、第二十三号から第三十二号まで  
を一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 職員団体等の規約の認証又は認証の取消しを行うこと。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

布す。

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会委員長 殿

規約認証申請書  
年 月 日

## 鳥取県人事委員会規則第11号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄中第十一号を第十二号へ、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加へる。

## 八 職員団体等の規約の認証

## 附 则

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会告示

## 鳥取県人事委員会告示第一号

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づき、規約の認証を受けたいので、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第1条の規定による下記事項を記載の上、申請します。  
なお、当団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条(第3項)に該当する職員団体等であります。

記

## 1 団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
(□□□-□□□)	電話(— — )

## 2 構成団体

(この表は、連合団体にのみ必要とするものです。)

名 称	主たる事務所の所在地	団体の種類	備 考

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

3


理事その他の役員

役職名	氏名	住所	所属団体名	

注 (1) 規約の認証の申請を行う場合は、本申請書及び規約を各2通提出してください。

(2) 申請書のなお書きの( )内は、いかが該当する方に○印を付してください。

(3) 構成団体の項中「団体の種類」欄には、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体、労働組合等の種類を略号(国公、地公、労組等)で記入し、「備考」欄には、直接構成団体、間接構成団体の別を記入してください。

(4) 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補充、添付し、割印ししてください。

## 4 構成員の数

総数	地方公務員法第52条第1項の職員の数	国家公務員法第108条第2項の職員の数	裁判所職員(裁判官及び裁判官の秘書官を除く)の秘数
名	名	名	名

地方公共団体ごとの職員(地方公務員法第52条第1項の職員)の数

地方公共団体名	職員数	地方公共団体名	職員数
名	名	名	名

昭和54年1月9日 火曜日

鳥取県公報

第5015号 (第三種郵便物認可)

## 規約変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 賾

団体名

代表者の役職名及び氏名

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第7条の規定に基づき、  
下記のとおり規約の変更を届け出ます。

記

## 1 規約変更事項

新		旧	
条	項	条	項
文		文	

## 3 代議員選出証明書

(この証明書は、連合団体又は全国的規模の団体が、代議員制によつている場合にのみ必要とするものです。)

規約変更の採択に参加した代議員は、構成団体、下部組織等ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年 月 日 団体名

証明者役職名  
及び 氏名

団

構成団体、下部組織等の名称 投票年月日

投票場所

## 2 規約変更採択証明書

公示日	年月日	構成員 総数	投票者 総数
投票日	年月日	投票場所	

開票結果

賛成	票	反対	票	無効	票
----	---	----	---	----	---

本団体の規約の変更は、本団体規約第 条の規定に基づき、構成員(代議員)の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。

年 月 日 団体名

証明者役職名  
及び 氏名

団

## 公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和54年1月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 1 試験の日時

昭和54年3月2日（金）午前9時から

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

## 3 受験願書の提出期限

昭和54年1月16日（火）から同年2月2日（金）まで（郵送の場合は、昭和54年2月2日までの消印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

注 (1) 規約の変更の届出は、本届出書を2通提出してください。

(2) 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補充、添付し、割印して下さい。

(3) 証明者は、大会議長又は投票管理委員長としてください。